**令和５年度**

**指定看護小規模多機能型居宅介護**

**自　主　点　検　表**

（点検実施日　　　　　　年　　　　月　　　　日）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 |  |
| 記入者職・氏名 |  |

◇目次◇

Ｐ　１～ 人員、設備及び運営の基準

Ｐ２３～ 変更の届出等

Ｐ２５～ 人員基準チェックシート

**新座市いきいき健康部介護保険課**

人員、設備及び運営の基準

|  |
| --- |
| **※　記入に当たっての留意事項**　　本調書は、「**指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第０３３１００４・老振発第033100４・老老発第033101７）**」も参照の上、回答するようお願いいたします。**※　評価の基準**　　評価は、「**○（実施している）、△（一部実施できていない）、×（実施できていない）、ー（該当しない）**」で、項（号）がある場合は項（号）ごとに記入してください。なお、運営指導にて評価根拠（具体的に実施していることを証する書類がある場合はその書類）を確認させていただく場合があります。**※**本調書は、「新座市指定地域密着型サービスの事業者の指定等並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」のうち「第９章　看護小規模多機能型居宅介護」及び条例第２０３条による他の章からの準用規定（☆で明示、読替え後を掲載）を掲載しています。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **新座市指定地域密着型サービスの事業者の指定等並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年新座市条例第４２号）** | **評価** |
| **第１章　総則****（趣旨）**第１条　この条例は、介護保険法(平成９年法律第１２３号。以下「法」という。)第７８条の２第１項及び第４項第１号並びに第７８条の４第１項及び第２項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業者の指定等並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 | ― |
| **（定義）**第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。(1)　地域密着型サービス事業者　法第８条第１４項に規定する地域密着型サービス事業を行う者をいう。(2)　指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービス　それぞれ法第４２条の２第１項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービスをいう。(3)　利用料　法第４２条の２第１項に規定する地域密着型介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。(4)　地域密着型介護サービス費用基準額　法第４２条の２第２項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額)をいう。(5)　法定代理受領サービス　法第４２条の２第６項の規定により地域密着型介護サービス費が利用者に代わり指定地域密着型サービス事業者に支払われる場合の当該地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービスをいう。(6)　常勤換算方法　事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。 | ― |
| **(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)**第３条　指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。 |  |
| ２　指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者(居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。)その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。 |  |
| ３　指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。※　経過措置（令和６年３月３１日までの間、「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。） |  |
| ４　指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。 |  |
| **(指定地域密着型サービス事業者の指定)**第４条　法第４２条の２第１項に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定について、法第７８条の２第４項第１号に規定する市町村の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護(介護保険法施行規則(平成１１年厚生省令第３６号。以下「施行規則」という。)第１７条の１２に規定する看護小規模多機能型居宅介護をいう。)に限る。第１９１条において同じ。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)とする。 | ― |
| **第９章　看護小規模多機能型居宅介護****第１節　基本方針****（基本方針）**第１９１条　指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第82条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。 | ― |
| **第２節　人員に関する基準****（従業者の員数）**第１９２条　指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。)を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護の事業をいう。以下同じ。)の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護(第83条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。)の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る[同項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。第6項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。 | ― |
| 2　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。 |  |
| 3　第1項の看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。 |  |
| 4　第1項の看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち、常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。)でなければならない。 |  |
| 5　第1項の通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる従業者のうち、1以上の者は、看護職員でなければならない。 |  |
| 6　宿泊サービス(登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護(第83条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下同じ。)の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。 |  |
| 7　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。(1)　指定認知症対応型共同生活介護事業所(2)　指定地域密着型特定施設(3)　指定地域密着型介護老人福祉施設(4)　指定介護療養型医療施設(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)(5)　介護医療院 |  |
| 8　第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。 |  |
| ９　第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。 |  |
| 10　第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。 |  |
| 11　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画(第200条第4項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画をいう。以下同じ。)の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。 |  |
| 12　前項の介護支援専門員は、別に市長が定める研修を修了している者でなければならない。【※この研修とは、「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を指すものです。】 |  |
| 13　第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に市長が定める研修を修了している者(第200条において「研修修了者」という。)を置くことができる。 |  |
| 14　指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(以下「指定複合型サービス」という。)の事業を行う者をいう。以下同じ。)が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき(同条第4項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第7条第12項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 |  |
| **(管理者)**第193条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。 |  |
| 2　前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。 |  |
| 3　第1項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。【※この研修とは、「認知症対応型サービス事業管理者研修」を指すものです。】 |  |
| **(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)**第194条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。)等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。【※この研修とは、「認知症対応型サービス事業開設者研修」を指すものです。】 |  |
| **第3節　設備に関する基準****(登録定員及び利用定員)**第195条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を29人(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人)以下とする。 |  |
| 2　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次の各号に掲げる通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)について、当該各号に掲げる範囲内において定めるものとする。(1)　通いサービス　登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては登録定員に応じた次の表に定める利用定員、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては12人)まで

|  |  |
| --- | --- |
| 登録定員 | 利用定員 |
| 26人又は27人 | 16人 |
| 28人 | 17人 |
| 29人 | 18人 |

(2)　宿泊サービス　通いサービスの利用定員の3分の1から9人(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、6人)まで |  |
|  **(設備及び備品等)**第196条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 |  |
| 2　前項の設備の基準は、次のとおりとする。(1)　居間及び食堂は、居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。(2)　宿泊室は、次のとおりとすること。ア　一の宿泊室の定員は、1人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。イ　一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上とすること。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合であって定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができる。ウ　ア及びイを満たす宿泊室(以下この号において「個室」という。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものとすること。エ　プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができること。オ　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。 |  |
| 3　第1項の設備は、専ら指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。 |  |
| 4　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保及び地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。 |  |
| **第4節　運営に関する基準****(内容及び手続の説明及び同意) （☆条例第２０３条）**第10条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第203条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程、看護小規模多機能型居宅介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。 |  |
| 2　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次の各号に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。(1)　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるものア　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法イ　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)(2)　磁気ディスク、CD―ROMその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 |  |
| 3　前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。 |  |
| 4　第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 |  |
| 5　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、その用いる次の各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。(1)　第2項各号に規定する方法のうち指定看護小規模多機能型居宅介護看護事業者が使用するもの(2)　ファイルへの記録の方式 |  |
| 6　前項の規定による承諾を得た指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 |  |
| (提供拒否の禁止) **（☆条例第２０３条）**第11条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、正当な理由なく指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を拒んではならない。

|  |
| --- |
| ※　正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定小規模多機能型居宅介護を提供することが困難な場合である。 |

 |  |
| **(サービス提供困難時の対応) （☆条例第２０３条）**第12条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定看護小規模多機能型居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)への連絡、適当な他の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。 |  |
| **(受給資格等の確認)** **（☆条例第２０３条）**第13条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。 |  |
| 2　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の被保険者証に、法第78条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定看護小規模多機能型居宅介護を提供するように努めなければならない。 |  |
| **(要介護認定の申請に係る援助) （☆条例第２０３条）**第14条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 |  |
| 2　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が満了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。 |  |
| **(心身の状況等の把握) （☆条例第２０３条）**第88条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第192条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第94条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の担当者を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 |  |
| **(居宅サービス事業者等との連携) （☆条例第２０３条）**第89条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 |  |
| 2　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めなければならない。 |  |
| 3　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 |  |
| **(身分を証する書類の携行) （☆条例第２０３条）**第90条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。 |  |
| **(サービスの提供の記録)** **（☆条例第２０３条）**第21条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際には、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の提供日及び内容、当該指定看護小規模多機能型居宅介護について法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準じる書面に記載しなければならない。 |  |
| 2　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。 |  |
| **(利用料等の受領)** **（☆条例第２０３条）**第91条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定看護小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 |  |
| 2　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定小看護規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定看護小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 |  |
| 3　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。(1)　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用(2)　利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額(3)　食事の提供に要する費用(4)　宿泊に要する費用(5)　おむつ代(6)　前各号に掲げるもののほか、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

|  |
| --- |
| 【※「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成１２年３月３０日老企第５４号）」を参照のこと。】①　利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用　※　一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられる物品（例えば、歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等）であって、利用者等の希望を確認したうえで提供されるものをいう。したがって、こうした物品を事業者又は施設がすべての利用者等からその費用を画一的に徴収することは認められないものである。②　利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用　※　例えば、事業者がサービスの提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費等が想定されるものであり、すべての利用者等に一律に提供される教養娯楽に係る費用（共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備の使用料等）について、「その他の日常生活費」として徴収することは認められないものである。 |

 |  |
| 4　前項第3号及び第4号に掲げる費用については、別に市長が定めるところによるものとする。【※「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成１７年9月７日厚生労働省告示第419号」）を参照のこと。】 |  |
| 5　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。 |  |
| **(保険給付の請求のための証明書の交付) （☆条例第２０３条）**第23条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 |  |
| **(指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)**第197条　指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 |  |
| 2　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定看護小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。【※「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第３条の３７第１項に定める介護・医療連携推進会議、第８５条第１項（第１８２条第１項において準用する場合を含む。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について」を参照のこと。】 |  |
| **(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)**第198条　指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。(1)　指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うこと。 |  |
| (2)　指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うこと。 |  |
| (3)　指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。 |  |
| (4)　看護小規模多機能型居宅介護従業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすい説明又は必要に応じた指導を行うこと。 |  |
| (5)　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。 |  |
| (6)　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 |  |
| (7)　指定看護小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続かないこと。 |  |
| (8)　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供すること。 |  |
| (9)　看護サービス(指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この章において「看護師等」という。)が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。)の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行うこと。 |  |
| (10)　看護サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、サービスの提供を行うこと。 |  |
|  (11)　特殊な看護等については、これを行わないこと。 |  |
| **(主治の医師との関係)**第199条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。 |  |
| 2　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。　 |  |
| 3　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師に看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書(次条第9項に規定する看護小規模多機能型居宅介護報告書をいう。以下同じ。)を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。 |  |
| 4　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示及び前項の看護小規模多機能型居宅介護報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。 |  |
| **(居宅サービス計画の作成) （☆条例第２０３条）**第94条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。【※利用開始時に「居宅(介護予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書」を提出すること。】 |  |
| 2　介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取扱方針に沿って行うものとする。 |  |
| **(法定代理受領サービスに係る報告)** **（☆条例第２０３条）**第95条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、毎月、国民健康保険団体連合会に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。 |  |
| **(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)** **（☆条例第２０３条）**第96条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が他の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合には、当該登録者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。 |  |
| **(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)**第200条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員(第192条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、研修修了者。以下この条において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第9項において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。 |  |
| 2　介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならない。 |  |
| 3　介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。 |  |
| 4　介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該援助の目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行わなくてはならない。 |  |
| 5　介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。 |  |
| 6　介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。 |  |
| 7　介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に看護小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行うものとする。 |  |
| 8　第2項から第6項までの規定は、前項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。 |  |
| 9　看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成しなければならない。 |  |
| 10　前条第4項の規定は、看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成について準用する。 |  |
| **(介護等) （☆条例第２０３条）**第98条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。 |  |
| 2　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における看護小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。 |  |
| 3　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と看護小規模多機能型居宅介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。 |  |
| **(社会生活上の便宜の提供等) （☆条例第２０３条）**第99条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めなければならない。 |  |
| 2　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て、代わって行わなければならない。 |  |
| 3　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 |  |
| **(利用者に関する市への通知) （☆条例第２０３条）**第29条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。(1)　正当な理由なしに指定看護小規模多機能型居宅介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。(2)　偽りその他不正な手段によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 |  |
| **(緊急時等の対応)**第201条　看護小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 |  |
| 2　前項の看護小規模多機能型居宅介護従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。 |  |
| **(管理者の責務)** **（☆条例第２０３条）**第60条の11　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の管理及び指定看護小規模多機能型居宅介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。 |  |
| 2　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者に第9章第4節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 |  |
| **(運営規程) （☆条例第２０３条）**第101条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。(1)　事業の目的及び運営の方針(2)　従業者の職種、員数及び職務の内容(3)　営業日及び営業時間(4)　指定看護小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(5)　指定看護小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額(6)　通常の事業の実施地域(7)　サービス利用に当たっての留意事項(8)　緊急時等における対応方法(9)　非常災害対策(10)　虐待の防止のための措置に関する事項(11)　その他運営に関する重要事項※　経過措置（令和６年３月３１日までの間、「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。 |  |
| **(勤務体制の確保等)** **（☆条例第２０３条）**第60条の13　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対し適切な指定看護小規模多機能型居宅介護を提供できるよう、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 |  |
| 2　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者によって指定看護小規模多機能型居宅介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 |  |
| 3　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護小規模多機能型居宅介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、全ての看護小規模多機能型居宅介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。※　経過措置（令和６年３月３１日までの間、「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。 |  |
| 4　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、適切な指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護小規模多機能型居宅介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 |  |
| **(定員の遵守) （☆条例第２０３条）**第102条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行ってはならない。ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。なお、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 |  |
| **(業務継続計画の策定等) （☆条例第２０３条）**第33条の2　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。※　経過措置（令和６年３月３１日までの間、「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。 |  |
| 2　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。※　経過措置（令和６年３月３１日までの間、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。 |  |
| 3　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。※　経過措置（令和６年３月３１日までの間、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。 |  |
| **(非常災害対策) （☆条例第２０３条）**第103条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 |  |
| 2　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 |  |
| **(衛生管理等)** **（☆条例第２０３条）**第60条の16　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。※　経過措置（令和６年３月３１日までの間、「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。 |  |
| 2　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。(1)　当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。(2)　当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。(3)　当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 |  |
| **(協力医療機関等) （☆条例第２０３条）**第104条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかねばならない。 |  |
| 2　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。 |  |
| 3　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。 |  |
| **(掲示) （☆条例第２０３条）**第35条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 |  |
| 2　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 |  |
| **(秘密保持等)** **（☆条例第２０３条）**第36条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 |  |
| 2　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 |  |
| 3　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。 |  |
| **(広告) （☆条例第２０３条）**第37条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。 |  |
| **(指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止) （☆条例第２０３条）**第38条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 |  |
| **(苦情処理) （☆条例第２０３条）**第39条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 |  |
| 2　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 |  |
| 3　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 |  |
| 4　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。 |  |
| 5　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 |  |
| 6　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。 |  |
| **(調査への協力等) （☆条例第２０３条）**第105条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定看護小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 |  |
| **(地域との連携等) （☆条例第２０３条）**第60条の17　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね２月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 |  |
| 2　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。 |  |
| 3　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。 |  |
| 4　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 |  |
| 5　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。 |  |
| **(居住機能を担う併設施設等への入居) （☆条例第２０３条）**第107条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第192条第7項各号の表の中欄に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 |  |
| **(事故発生時の対応)** **（☆条例第２０３条）**第41条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 |  |
| 2　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 |  |
| 3　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 |  |
| **(虐待の防止) （☆条例第２０３条）**第41条の2　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。(1)　当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。(2)　当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。(3)　当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。(4)　前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。※　経過措置（令和６年３月３１日までの間、「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。） |  |
| **(会計の区分) （☆条例第２０３条）**第42条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定看護小規模多機能型居宅介護事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。 |  |
| **(記録の整備)**第202条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 |  |
| 2　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。(1)　居宅サービス計画(2)　看護小規模多機能型居宅介護計画(3)　第198条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録(4)　第199条第2項に規定する主治の医師による指示の文書(5)　看護小規模多機能型居宅介護報告書(6)　次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録(7)　次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録(8)　次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録(9)　次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録(10)　次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 |  |
| **(準用)**第203条　第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで及び第107条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第203条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第192条第13項」と、第90条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項」とあるのは「第192条第7項各号」と読み替えるものとする。 | ― |
| **第１０章　雑則****(電磁的記録等)**第204条　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第13条第1項(第60条、第60条の20、第60条の22、第60条の40、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び前条において準用する場合を含む。)、第116条第1項、第137条第1項及び第156条第1項(第190条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。 | ― |
| 2　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。 | ― |

**変更の届出等**

（介護保険法第78条の5、介護保険法施行規則第規則第131条の13及び第131条の25）

|  |  |
| --- | --- |
| １　変更届下記の事項に変更があったときは、１０日以内に、その旨を新座市長に届け出ている。　１　　事業所の名称２　　事業所の所在地３　　申請者の名称４　　申請者の主たる事務所の所在地５　　代表者の氏名、生年月日、住所及び職名６　　申請者の登記事項証明書又は条例等７　　事業所の管理者の氏名、生年月日、住所８　　事業所の平面図　９　　設備の概要１０　運営規程 |  |
| ２　休止（廃止）届　　事業を廃止又は休止日の１月前までに、届け出ている。　　休止した事業を再開した場合、１０日以内に届け出ている。 |  |

**業務管理体制の届出等**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １　業務管理体制の届出下記の区分に応じ、適切に届け出ている。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 届出先 |
| ①　指定事業所が３以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 | 厚生労働大臣 |
| ②　指定事業所が２以上の都道府県に所在し、かつ、２以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 | 主たる事務所の所在地の都道府県知事 |
| ③　指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者 | 指定都市の長 |
| ④　指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者　※指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は除く（届出先は都道府県知事のまま） | 中核市の長 |
| ⑤　地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者 | 市町村長 |
| ⑥　①から⑤以外の事業者 | 都道府県知事 |

 |  |
| ２　変更の届出　　　下記の事項に変更があった場合、適切に届け出ている。

|  |  |
| --- | --- |
| 届出事項 | 対象となる事業者 |
| 事業者の・名称又は氏名・主たる事務所の所在地・代表者の氏名、生年月日、住所、職名 | 全ての事業者 |
| 「法令遵守責任者」の氏名、生年月日 | 全ての事業者 |
| 「法令遵守規程」の概要 | 事業所等の数が20以上の事業者 |
| 「業務執行の状況の監査」の方法の概要 | 事業所等の数が100以上の事業者 |

 |  |

人員基準チェックシート

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 基準（空欄に必要事項を記入し、各項目の該当する「□」又は「○」にレ点を付すこと。） |
| 通いサービスの利用者数（前年度の平均） |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 前年度の通いサービスの利用者延数 |  | 前年度の日数 |  | 通いサービス利用者数(a) |
| 人・年 | ÷ | 日 | ＝ | 人 |
|  |  |  | 　（小数点第２位以下切上げ） |

 |
| 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯（日中の時間帯） | 　　　：　　　～　　　：　　　（　　　時間）※夜間及び深夜の時間帯は、それぞれの事業所ごとに、宿泊サービスの利用者の生活サイクル等に応じて設定すること。 |
| 従　業　者 | 看護小規模多機能型サービス従業者 | □ １以上は、常勤の保健師又は看護師である。□ 看護職員（保健師、看護師又は准看護師）を、常勤換算方法で、2.5以上配置している。※訪問看護の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合については、常勤換算方法で2.5以上の看護職員を配置することにより、双方の人員基準を満たしているものとみなす。○ 専従である。○ 専従でない場合、次の要件を満たしている。□ 当該事業所に人員に関する基準を満たす複合型サービス従業者を配置している。□ 併設されている指定認知症対応型共同生活介護等※1において人員に関する基準を満たす従業者を置いている。□ 兼務する職務が、当該事業所に併設されている施設等の職務である。◆看護職員〈配置員数〉（　　月）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 常勤※の従業者数(Ａ) |  |  |  |  |  |  |  |
| 人 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 非常勤の従業者の勤務延時間数 |  | 常勤の従業者が勤務すべき時間数 |  | 常勤換算(Ｂ) |  |  | 常勤換算後の員数(Ａ)＋(Ｂ) |
| 時間 | ÷ | 時間 | ＝ | 人 |  |  | 人 |
|  |  |  | (小数点第2位以下切捨て) |  |  |  |

※常勤：当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していることをいう。◆夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯（日中の時間帯）□ 通いサービスの提供に当たる者を、常勤換算方法で、利用者の数が３又はその端数を増すごとに１以上配置している。□ 訪問サービスの提供に当たる者を、常勤換算方法で、２以上配置している。※日中であれば通いサービスを行うために３：１以上、訪問サービスを行うために２以上をそれぞれのサービスに固定しなければならないという趣旨ではなく、日中勤務している複合型サービス従業者全体で通いサービス及び訪問サービスを行うこととなる。□ 通いサービスの提供に当たる従業者のうち、１以上は、看護職員である。□ 訪問サービスの提供に当たる従業者のうち、１以上は、看護職員である。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 基準（空欄に必要事項を記入し、各項目の該当する「□」又は「○」にレ点を付すこと。） |
| 従　業　者 | 看護小規模多機能型サービス従業者 | ◆日中の時間帯に指定複合型サービスの提供に当たる者〈必要数〉

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 通いｻｰﾋﾞｽの利用者数(Ａ) |  |  |  | 通いｻｰﾋﾞｽの提供に当たる者(Ｂ) |
| 人 | ÷ | ３ | ＝ | 人 |
|  |  |  |  | (小数点以下切上げ) |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 通いｻｰﾋﾞｽの提供に当たる者(Ｂ) |  | 訪問ｻｰﾋﾞｽの提供に当たる者 |  | 必要数 |
| 人 | ＋ | ２人 | ＝ | 人 |

〈配置員数〉（　　月）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 従業者の日中の勤務延時間数 |  | 常勤の従業者が勤務すべき時間数 |  | 当該月の日数 |  | 常勤換算後の員数 |
| 時間 | ÷ | 時間 | ÷ | 日 | ＝ | 人 |
|  |  | (1日当たり) |  |  | (小数点第2位以下切捨) |

◆夜間及び深夜の時間帯□ 夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜勤職員を１以上（宿直職員を除く）配置している。□ 夜間及び深夜の時間帯を通じて、宿直職員を必要な数以上配置している。※登録者からの連絡を受けた後、事業所から登録者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で宿直する必要はない。○ 夜勤職員又は宿直職員が看護職員でない場合、夜間及び深夜の時間帯を通じて、看護職員と電話等による連絡体制を確保している。○ 夜勤及び宿直職員を置かない場合、次の要件を満たしている。□ 宿泊サービスの利用者がいない。□ 夜間及び深夜の時間帯を通じて訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備している。 |
| 介護支援専門員 | □ 介護支援専門員の資格を有している。□ 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了している。○ 専従である。○ 専従でない場合、次の要件を満たしている。□ 利用者の処遇に支障がない。□ 兼務する職務が次のいずれかの場合である。○ 当該事業所の他の職務○ 当該事業所に併設されている指定認知症対応型共同生活介護事業所等※1の職務 |

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 基準（空欄に必要事項を記入し、各項目の該当する「□」又は「○」にレ点を付すこと。） |
| 管理者 | ○ 保健師又は看護師の資格を有している。□ 必要な知識及び技能を有する。□ 医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験がある。○ 管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講している。□ 保健師助産師看護師法第14条第３項の規定により保健師又は看護師の業務の停止を命じられ、業務停止の期間終了後２年を経過しない者に該当しない。○ 保健師又は看護師でない場合、次の要件を満たしている。□ 特別養護老人ホーム等※2の従業者として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する。□ 認知症対応型サービス事業管理者研修を修了している。□ 常勤である。○ 専従である。○ 専従でない場合、次の要件を満たしている。□ 事業所の管理上支障がない。□ 兼務する職務が次のいずれかの場合である。○ 当該事業所の他の職務○ 当該事業所に併設されている指定認知症対応型共同生活介護事業所等の職務 |
| 代表者 | ○ 保健師又は看護師の資格を有している。○ 保健師又は看護師でない場合、認知症対応型サービス事業開設者研修を修了し、次のいずれかの経験を有する。○ 特別養護老人ホーム等の従業者として認知症である者の介護に従事した経験○ 保健医療サービス又は福祉サービスの経営に携わった経験○ 運営している法人の代表者（理事長、代表取締役等）である。○ 法人の代表者でない場合、次の要件を満たしている。□ 法人の代表者を地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的ではない。□ 地域密着型サービスの事業部門の責任者等である。 |

※1 　指定認知症対応型共同生活介護事業所等：指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る）、介護医療院

※2 　特別養護老人ホーム等：特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等

|  |
| --- |
| 加算・減算チェックシート（看護小規模多機能型居宅介護費）※直近２年以内の状況で、事業所として一度でも算定したことのある加算を記入してください。 |
| **加算・減算名** | **算定** | **該当する区分に○** | **備考欄****（算定開始時期・終了日等）** |
| 登録者定員超過又は人員基準欠如 | □ |  |  |
| 過小サービスに対する減算 | □ |  |  |
| サテライト体制未整備減算 | □ |  |  |
| 訪問看護体制減算 | □ |  |  |
| 医療保険の訪問看護（厚生労働大臣が定める疾病等の患者の場合） | □ |  |  |
| 医療保険の訪問看護（特別の指示等がある場合） | □ |  |  |
| 初期加算 | □ |  |  |
| 認知症加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ |  |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | □ |  |  |
| 若年性認知症利用者受入加算 | □ |  |  |
| 栄養アセスメント加算 | □ |  |  |
| 栄養改善加算 | □ |  |  |
| 口腔・栄養スクリーニング加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ |  |
| 口腔機能向上加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ　 |  |
| 退院時共同指導加算 | □ |  |  |
| 緊急時訪問看護加算 | □ |  |  |
| 特別管理加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ　 |  |
| ターミナルケア加算 | □ |  |  |
| 看護体制強化加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ　 |  |
| 訪問体制強化加算 | □ |  |  |
| 総合マネジメント体制強化加算 | □ |  |  |
| 褥瘡マネジメント加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ |  |
| 排せつ支援加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ　・　Ⅲ |  |
| 科学的介護推進体制加算 | □ |  |  |
| サービス提供体制強化加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ　・　Ⅲ |  |
| 介護職員処遇改善加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ　・　Ⅲ　 |  |
| 介護職員等特定処遇改善加算 | □ | Ⅰ　・　Ⅱ　 |  |
| 介護職員等ベースアップ等支援加算 | □ |  |  |

自己点検シート

「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年厚生労働省告示第１２６号）」及び「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成１８年３月３１日老計発第０３３１００５号・老振発第０３３１００５号・老老発第０３３１０１８号)」を参照の上、確認してください。

| **点検項目** | 点検事項 | 点検結果 | 備考 |
| --- | --- | --- | --- |
| 基本的事項 | 費用の額は、「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定している | □ | 該当 |  |
| 費用の額は、平成２７年厚生労働省告示第９３号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定している | □ | 該当 |
| 単価に単位数を乗じて得た額に、１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算している | □ | 該当 |
| サービス種類相互の算定関係 | 看護小規模多機能型居宅介護を受けている間は、訪問リハビリテーション費、居宅療養管理指導費及び福祉用具貸与費を除く指定居宅サービス並びに指定地域密着型サービスに係る費用の額は算定しない | □ | 該当 |  |
| 看護小規模多機能型居宅介護費 | 看護小規模多機能型居宅介護費は、当該看護小規模多機能型居宅介護事業所へ登録した者について、登録者の居住する場所及び要介護状態区分に応じて、登録している期間１月につきそれぞれ所定単位数を算定する | □ | 該当 |  |
| 月途中から登録した場合又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間（登録日から当該月の月末まで又は当該月の初日から登録終了日まで）に対応した単位数を算定する | □ | 該当 |
| 月途中から看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に転居した場合又は月途中から看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物から同一建物ではない建物に転居した場合には、居住していた期間に対応した単位数を算定することとなる | □ | 該当 |
| ※「登録日」とは、利用者が看護小規模多機能型居宅介護事業者と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問又は宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日とする。※「登録終了日」とは、利用者が看護小規模多機能型居宅介護事業者との間の利用契約を終了した日とする。※「同一建物」とは、当該看護小規模多機能型居宅介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）を指すもの。 | □ | 該当 |
| 短期利用居宅介護費 | 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であり、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該事業所の登録者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合である | □ | 該当 |  |
| 利用の開始に当たって、あらかじめ７日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむをえない事情がある場合は１４日以内）の利用期間を定めている | □ | 該当 |
| 人員基準を満たしている | □ | 該当 |
| 過小サービスに対する減算を算定していない | □ | 該当 |
| 登録者定員超過又は人員基準欠如 | □ | 該当 | 　 |
| 過少サービスに対する減算 | 登録者一人あたりの平均提供回数が週４回に満たない場合 | □ | 該当 | 　 |
|  | 登録者１人当たり平均回数の計算方法①通いサービスの提供回数（１月あたり）1人の登録者が1日に複数回利用する場合は、複数回の算定②訪問サービスの提供回数（１月あたり）　１回の訪問を１回のサ－ビス提供として算定③宿泊サービスの提供回数（１月あたり）　１泊を１回として算定①～③の提供回数の合計数÷（当該月の日数×登録者数）×７＝平均回数週４回未満※月途中の利用開始・終了・入院は、日数の算定の際に控除すること |  |  |  |
| サテライト体制未整備減算 | サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所を有し訪問看護体制減算を届け出ている | □ | 該当 |  |
| 医療保険の訪問看護 | 主治の医師が、厚生労働大臣が別に定める疾病等により訪問看護を行う必要がある旨の指示を行っている | □ | 該当 |  |
| 要介護状態区分に応じて所定単位数から減算している | □ | 該当 |  |
| 主治の医師が、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別な指示を行っている | □ | 該当 |  |
| 要介護状態区分に応じて所定単位数から減算している | □ | 該当 |  |
| 初期加算 | 看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内に算定している | □ | 該当 | 　 |
| 認知症加算（Ⅰ） | 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから、介護を必要とする認知症の者（認知症日常生活自立度Ⅲ以上）である | □ | 該当 | 　 |
| 認知症加算（Ⅱ） | 要介護２であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（認知症日常生活自立度Ⅱ）である | □ | 該当 | 　 |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定看護小規模多機能型居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対し、サービスを行った（利用を開始した日から起算して７日間を限度として算定） | □ | 該当 |  |
| 若年性認知症利用者受入加算 | 受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要介護者となった者）ごとに個別の担当者を定めている | □ | 該当 |  |
| 栄養アセスメント加算 | 当該事業所の従業者又は外部との連携により管理栄養士を１名以上配置している | □ | 該当 |  |
| 利用者ごとに管理栄養士等（管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者）が共同で栄養アセスメントを３月に１回以上行い、利用者、家族に結果を説明し、相談等に対応している | □ | 該当 |  |
| 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省（LIFE）へ提出し、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している | □ | 該当 |  |
| 定員超過利用、人員基準欠如に該当していない | □ | 該当 |  |
| 栄養改善加算 | 当該事業所の従業者又は外部との連携により管理栄養士を１名以上配置している | □ | 該当 |  |
| 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等（管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者）が共同して利用者ごとの摂食・嚥下機能および食形態に配慮した栄養ケア計画を作成している | □ | 該当 |  |
| 栄養ケア計画について、利用者等に説明し、同意を得ている | □ | 該当 |  |
| 栄養ケア計画に従い、必要に応じて利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、栄養状態等を定期的に記録している | □ | 該当 |  |
| 栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価している | □ | 該当 |  |
| 栄養ケア計画の結果を介護支援専門員や主治の医師に対して情報提供している | □ | 該当 |  |
| 定員超過利用、人員基準欠如に該当していない | □ | 該当 |  |
| 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） | 利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、情報を介護支援専門員に提供している | □ | 該当 |  |
| 定員超過利用、人員基準欠如に該当していない | □ | 該当 |  |
| 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月である | □ | 非該当 |  |
| 算定日が属する月が、口腔機能向上加算の算定している口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月である | □ | 非該当 |  |
| 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） | ⑴、⑵のいずれかに適合する |  |  |  |
| ⑴次のいずれにも該当する | □ | 該当 |  |
| 利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、情報を介護支援専門員に提供している | □ | 該当 |  |
| 定員超過利用、人員基準欠如に該当していない | □ | 該当 |  |
| 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月である | □ | 該当 |  |
| 算定日が属する月が、口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月である | □ | 非該当 |  |
| ⑵次のいずれにも該当する | □ | 該当 |  |
| 利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、情報を介護支援専門員に提供している | □ | 該当 |  |
| 定員超過利用、人員基準欠如に該当していない | □ | 該当 |  |
| 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月である | □ | 非該当 |  |
| 算定日が属する月が、口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月である | □ | 該当 |  |
| 口腔機能向上加算（Ⅰ）　 | 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を１名以上配置している | □ | 配置 | 　 |
| 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成している | □ | 該当 |  |
| 口腔機能改善管理指導計画について、利用者等に説明し、同意を得ている | □ | 該当 |  |
| 口腔機能改善管理指導計画に従い、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録している | □ | 該当 |  |
| 口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価している | □ | 該当 |  |
| 定員、人員基準に適合している | □ | 該当 | 　 |
| 口腔機能向上加算（Ⅱ）　　 | 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を１名以上配置している | □ | 配置 | 　 |
| 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成している | □ | 該当 | 　 |
| 口腔機能改善管理指導計画について、利用者等に説明し、同意を得ている | □ | 該当 |  |
| 口腔機能改善管理指導計画に従い、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録している | □ | 該当 |  |
| 口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価している | □ | 該当 |  |
| 定員、人員基準に適合している | □ | 該当 |  |
| 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省（ＬＩＦＥ）に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、情報を活用している | □ | 該当 | 　 |
| 退院時共同指導加算 | 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院時共同指導を行っている | □ | 該当 |  |
| 退院又は退所後、利用者の居宅を訪問して訪問看護サービスを行っている | □ | 該当 |  |
| 緊急時訪問看護加算 | 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある | □ | 該当 |  |
| 利用者又はその家族等に対して、２４時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することになっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合には当該加算を算定する旨を説明し、同意を得ている | □ | 該当 |  |
| 他の事業所で当該加算を算定していないことを確認している | □ | 該当 |  |
| 医療保険における２４時間対応体制加算を算定していないことを確認している | □ | 該当 |  |
| 特別管理加算（Ⅰ） | 在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態の者である | □ | 該当 |  |
| 計画的な管理を行っている | □ | 該当 |  |
| 他の事業所及び医療保険で当該加算を算定していないことを確認している | □ | 該当 |  |
| 訪問の際、症状が重篤であった場合、医師による診療を受けることができるよう必要な支援を行っている | □ | 該当 |
| 特別管理加算（Ⅱ） | ⑵次のロからホのいずれかに該当する | □ | 該当 |
| ロ　在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 | □ | 該当 |
| ハ　人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 | □ | 該当 |
| ニ　真皮を越える褥瘡の状態 | □ | 該当 |
| ホ　点滴注射を週３日以上行う必要があると認められる状態 | □ | 該当 |
| 計画的な管理を行っている | □ | 該当 |
| 他の事業所及び医療保険で当該加算を算定していないことを確認している | □ | 該当 |
| 訪問の際、症状が重篤であった場合、医師による診療を受けることができるよう必要な支援を行っている | □ | 該当 |
| ターミナルケア加算 | ターミナルケアを受ける利用者について２４時間連絡できる体制を確保し、必要に応じて訪問看護を行うことができる体制を整備している | □ | 該当 |  |
| 主治医との連携の下に、ターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得ている | □ | 該当 |
| ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されている | □ | 該当 |
| 死亡日及び死亡日前１４日以内に２日以上ターミナルケアを実施している（ターミナルケアを行った後、２４時間以内に在宅又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外で死亡した場合を含む） | □ | 該当 |
| 次のいずれかに該当する |  |  |
| イ　多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)をいう。）、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態 | □ | 該当 |
| ロ　急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態 | □ | 該当 |
| 他の事業所で当該加算を算定していないことを確認している | □ | 該当 |
| 医療保険によるでターミナルケア加算等を算定していないことを確認している | □ | 該当 |
| 看護体制強化加算（Ⅰ） | 算定日が属する月の前３月間において、事業所における利用者の総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が１００分の８０以上である | □ | 該当 |
| 算定日が属する月の前３月間において、事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が１００分の５０以上である | □ | 該当 |
| 算定日が属する月の前３月間において、事業所における利用者の総数のうち、特定管理加算を算定した利用者の占める割合が１００分の２０以上である | □ | 該当 |
| 算定日が属する月の前１２月間において、事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が１名以上である | □ | 該当 |
| 登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引事業者として届出がなされている | □ | 該当 |
| 利用者又はその家族等に説明し、同意を得ている | □ | 該当 |
| 割合又は人数について記録している | □ | 該当 |
| 看護体制強化加算（Ⅱ） | 算定日が属する月の前３月間において、事業所における利用者の総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が１００分の８０以上である | □ | 該当 |  |
| 算定日が属する月の前３月間において、事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が１００分の５０以上である | □ | 該当 |  |
| 算定日が属する月の前３月間において、事業所における利用者の総数のうち、特定管理加算を算定した利用者の占める割合が１００分の２０以上である | □ | 該当 |  |
| 利用者又はその家族等に説明し、同意を得ている | □ | 該当 |  |
| 割合又は人数について記録している | □ | 該当 |  |
| 訪問体制強化加算 | 訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者を２名以上配置している | □ | 配置 |  |
|  | 延べ訪問回数が１月あたり２００回以上である（同一建物に集合住宅を併設する場合は、同一建物以外の利用者が５０％以上であり、その利用者への訪問回数が１月あたり２００回以上である） | □ | 該当 |  |
| 総合マネジメント体制強化加算 | 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、看護小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っている | □ | 該当 |  |
|  | 地域の病院、診療所、介護老人保健施設等に対し、事業所が提供することのできる具体的な内容に関する情報提供を行っている | □ | 該当 |  |
|  | 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の事業や活動等に積極的に参加している | □ | 該当 |  |
| 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ） | 継続的に利用者ごとの褥瘡管理をしている | □ | 該当 |  |
| 入所者ごとに褥瘡の発生と関連のリスクについて、施設入所時に評価し、その後淑なくとも３月に１回評価するとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省（LIFE）に提出し、サービスの実施に当たって、情報を活用している | □ | 該当 |  |
| 評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡ケア計画を作成している | □ | 該当 |  |
| 褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その内容や状態について定期的に記録している | □ | 該当 |  |
| 評価に基づき、少なくとも３月に１回、入所者ごとに褥瘡ケア計画を見直している | □ | 該当 |  |
| 要介護３以上の利用者全員を対象としている | □ | 該当 |  |
| 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ） | 継続的に利用者ごとの褥瘡管理をしている | □ | 該当 |  |
| 入所者ごとに褥瘡の発生と関連のリスクについて、施設入所時に評価し、その後淑なくとも３月に１回評価するとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省（LIFE）に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、情報を活用している | □ | 該当 |  |
| 評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡ケア計画を作成している | □ | 該当 |  |
| 褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その内容や状態について定期的に記録している | □ | 該当 |  |
| 評価に基づき、少なくとも３月に１回、入所者ごとに褥瘡ケア計画を見直している | □ | 該当 |  |
| 要介護３以上の利用者全員を対象としている | □ | 該当 |  |
| 評価の結果、施設入所時又は利用開始時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者又は利用者について、褥瘡の発生がない | □ | 該当 |  |
| 排せつ支援加算（Ⅰ） | 継続的に利用者ごとの排せつに係る支援を行っている | □ | 該当 |  |
| 入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設に入所時に評価し、その後少なくとも６月に１回評価するとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省（LIFE）に提出し、排せつ支援の実施に当たって、情報を活用している | □ | 該当 |  |
| 評価の結果、排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれるものについて、医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、支援ケア計画を作成し、計画に基づく支援を継続して実施している | □ | 該当 |  |
| 評価に基づき、少なくとも３月に１回、入所者ごとに支援計画を見直している | □ | 該当 |  |
| 要介護３以上の利用者全員を対象としている | □ | 該当 |  |
| 排せつ支援加算（Ⅱ） | 継続的に利用者ごとの排せつに係る支援を行っている | □ | 該当 |  |
| 入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設に入所時に評価し、その後少なくとも６月に１回評価するとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省（LIFE）に提出し、排せつ支援の実施に当たって、情報を活用している | □ | 該当 |  |
| 評価の結果、排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれるものについて、医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、支援ケア計画を作成し、計画に基づく支援を継続して実施している | □ | 該当 |  |
| 評価に基づき、少なくとも３月に１回、入所者ごとに支援計画を見直している | □ | 該当 |  |
| 要介護３以上の利用者全員を対象としている | □ | 該当 |  |
| 次のいずれかに該当する | □ | 該当 |  |
| （一）　評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない | □ | 該当 |  |
| （二）　評価の結果、施設入所時にオムツを使用していた者であって、要介護状態の軽減が見込まれるものについて、オムツを使用しなくなった | □ | 該当 |  |
| 排せつ支援加算（Ⅲ） | 継続的に利用者ごとの排せつに係る支援を行っている | □ | 該当 |  |
| 入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設に入所時に評価し、その後少なくとも６月に１回評価するとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省（LIFE）に提出し、排せつ支援の実施に当たって、情報を活用している | □ | 該当 |  |
| 評価の結果、排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれるものについて、医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、支援ケア計画を作成し、計画に基づく支援を継続して実施している | □ | 該当 |  |
| 評価に基づき、少なくとも３月に１回、入所者ごとに支援計画を見直している | □ | 該当 |  |
| 要介護３以上の利用者全員を対象としている | □ | 該当 |  |
| 評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない | □ | 該当 |  |
| 評価の結果、施設入所時にオムツを使用していた者であって、要介護状態の軽減が見込まれるものについて、オムツを使用しなくなった | □ | 該当 |  |
| 科学的介護推進体制加算 | 利用者ごとのＡＤＬ値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省（LIFE）に提出している | □ | 該当 |  |
| 必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画を見直すなど、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たって、上記に規定する情報その他指定看護小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している | □ | 該当 |  |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ） | 従業者ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している | □ | 該当 | 　 |
| 　 | 利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催している | □ | 該当 | 　 |
| 　 | 定期的な健康診断を実施している | □ | 該当 | 　 |
| 　 | 従業者（看護師又は准看護師を除く）の総数のうち、介護福祉士が　７０％以上又は勤続１０年以上の介護福祉士が25％以上 | □ | 該当 | 　 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ） | 従業者ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している | □ | 該当 |  |
| 　 | 利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催している | □ | 該当 |  |
| 　 | 定期的な健康診断を実施している | □ | 該当 |  |
|  | 従業者（看護師又は准看護師を除く）の総数のうち、介護福祉士が　５０％以上 | □ | 該当 |  |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ） | 従業者ごとの研修計画の作成及び実施又は実施を予定している | □ | 該当 | 　 |
| 　 | 利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的に開催している | □ | 該当 | 　 |
| 　 | 定期的な健康診断を実施している | □ | 該当 | 　 |
| 　 | 以下のいずれかに該当している。①従業者（看護師又は准看護師を除く）の総数のうち、介護福祉士が４０%以上②従業者の総数のうち、常勤職員が60%以上③従業者の総数のうち、勤続7年以上の者が30%以上 | □ | 該当 | 　 |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） | １　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置 | □ | 該当 |  |
| ２　改善計画書の作成、周知、届出 | □ | 該当 |  |
| ３　賃金改善の実施 | □ | 該当 |  |
| ４　処遇改善に関する実績の報告 | □ | 該当 |  |
| ５　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑 | □ | なし |  |
| ６　労働保険料の納付 | □ | 適正に納付 |  |
| ７　次の(１)、(２)、(３)のいずれにも適合 | □ | 該当 |  |
| (１)　任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 | □ | 該当 |  |
| (２)　資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 | □ | 該当 |  |
| (３)　経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介護職員に周知 | □ | 該当 |  |
| ８　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知 | □ | 該当 |  |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） | １　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置 | □ | 該当 |  |
| ２　改善計画書の作成、周知、届出 | □ | 該当 |  |
| ３　賃金改善の実施 | □ | 該当 |  |
| ４　処遇改善に関する実績の報告 | □ | 該当 |  |
| ５　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑 | □ | なし |  |
| ６　労働保険料の納付 | □ | 適正に納付 |  |
| ７ 次の(１)、(２)のいずれかに適合(１)　任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知(２)　資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 | □ | 該当 |  |
| ８　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知 | □ | 該当 |  |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） | １　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置 | □ | 該当 |  |
| ２　改善計画書の作成、周知、届出 | □ | 該当 |  |
| ３　賃金改善の実施 | □ | 該当 |  |
| ４　処遇改善に関する実績の報告 | □ | 該当 |  |
| ５　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑 | □ | なし |  |
| ６　労働保険料の納付 | □ | 適正に納付 |  |
| ７　次の(１)、(２)のいずれかに適合(１)　任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知(２)　資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 | □ | 該当 |  |
| ８　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知 | □ | 該当 |  |
| 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） | １　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置 | □ | 該当 |  |
| ２　改善計画書の作成、周知、届出 | □ | 該当 |  |
| ３　賃金改善の実施 | □ | 該当 |  |
| ４　処遇改善に関する実績の報告 | □ | 該当 |  |
| ５　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の届出 | □ | 該当 |  |
| ６　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかの算定 | □ | 該当 |  |
| ７　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知 | □ | 該当 |  |
| ８　処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表 | □ | 該当 |  |
| 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） | １　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置 | □ | 該当 |  |
| ２　改善計画書の作成、周知、届出 | □ | 該当 |  |
| ３　賃金改善の実施 | □ | 該当 |  |
| ４　処遇改善に関する実績の報告 | □ | 該当 |  |
| ５　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかの算定 | □ | 該当 |  |
| ６　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知 | □ | 該当 |  |
| ７　処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表 | □ | 該当 |  |
| 介護職員等ベースアップ等支援加算 | １　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置 | □ | 該当 |  |
| ２　改善計画書の作成、周知、届出 | □ | 該当 |  |
| ３　賃金改善の実施 | □ | 該当 |  |
| ４　処遇改善に関する実績の報告 | □ | 該当 |  |
| ５　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかの算定 | □ | 該当 |  |
| ６　処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知 | □ | 該当 |  |

日割り請求

○月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については以下のとおり。

・以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。

・日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間（※）に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。

　※サービス算定対象期間：

月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間。

　　月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 月額報酬対象サービス | 月途中の事由 | 起算日※１ |
| 小規模多機能型居宅介護介護予防小規模多機能型居宅介護複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） | 開始 | ・区分変更（要介護１～要介護５の間、要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ） | 変更日 |
| ・区分変更（要介護⇔要支援）・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）・事業開始（指定有効期間開始）・事業所指定効力停止の解除・受給資格取得・転入・利用者の登録開始（前月以前から継続している場合を除く） | サービス提供日（通い、訪問又は宿泊） |
| ・公費適用の有効期間開始 | 開始日 |
| ・生保単独から生保併用への変更　（６５歳になって被保険者資格を取得した場合） | 資格取得日 |
| 終了 | ・区分変更（要介護１～要介護５の間、要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ） | 変更日 |
| ・区分変更（要介護⇔要支援）・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）・事業廃止（指定有効期間満了）・事業所指定効力停止の開始・受給資格喪失・転出・利用者との契約解除 | 契約解除日（廃止・満了日）（開始日）（喪失日）（転出日） |
| ・公費適用の有効期間終了 | 終了日 |

※１　終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。